学校保健特別対策事業費補助金(換気対策支援事業) 実施要領

令和6年1月19日 総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

学校保健特別対策事業費補助金(換気対策支援事業)交付要綱の規定に基づき、換気対策支援事業(以下「本事業」という。)の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 目的

学校において適切な換気の確保を行うことは、感染症の予防等、児童生徒の健康に資するものであることから、安心安全な学習環境を整備するため、学校における効果的な換気の実施に係る取組を支援する。

2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の(1)から(3)に示す範囲とする。

(1)補助対象となる学校種国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校 校、特別支援学校及び専修学校(高等課程)を対象とする。

(2) 取組内容及び補助対象物品

本事業にかかる取組内容及び補助対象物品は以下のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて申請するものとする。

(取組内容)

各学校において安心安全な学習環境を整備し、学校教育活動を継続できるよう、教室等における効果的な換気の実施に必要となる物品の購入に係る経費を支援する。

(補助対象物品)

- (ア) CO2 モニター
- (イ) サーキュレータ
- (ウ) HEPA フィルタ付空気清浄機

※物品の設置にかかる運搬費・据付費を含む。

(3) 各補助対象物品の購入に係る基準単価・上限台数

各補助対象物品の購入に係る基準単価と上限台数は以下のとおりとする。なお、補助金の額は補助対象経費の1/2とする。(ただし、国立大学法人が実施する補助事業については10/10、学校法人等が実施する補助事業については基準単価・上限台数の範囲までは定額とする。)

各補助対象物品	基準単価	上限台数
(ア) CO2 モニター	34,000 円	未整備の学級に1台まで
(イ) サーキュレータ	16,000 円	未整備の学校に1台まで
(ウ)HEPA フィルタ付	78,000 円	未整備の学校には2台まで
空気清浄機		1台整備されている学校には1台まで

注)

・学校数及び学級数は令和5年5月1日現在のものとする。

- ・義務教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程は、それぞれ1校として数える。
- ・中等教育学校前期課程及び中等教育学校後期課程は、それぞれ1校として数える。
- ・夜間中学校(夜間学級)を併置する中学校は、夜間中学校を含め1校として数える。
- ・全日制課程の高等学校、定時制課程の高等学校は、それぞれ別に算出するが、全日制課程・定時制課程を併置する高等学校は1校として数える。
- ・通信制課程を併置する高等学校は、通信制課程を含め1校として数える。
- ・分校は、本校とは別に1校として数える。なお、分教室は本校に含め1校として数える。
- ・複式学級は1学級として数える。
- ・特別支援学級は1学級として数える。
- ・夜間その他特別な時間において授業を行っている学級は1学級として数える。ただし、同じ教室を昼間等の時間にも学級として使用している場合は、重複して数えない。

3. 留意点

本事業の申請において、2. (3) に示す基準単価を超える物品の申請をすることも可能だが、 実際の交付額は基準単価の範囲内で決定する。